

## ニジマスのネーミング応募要項

- 1 目的  
美祢市養鱒場のニジマスのブランド化を図り、観光や特産品（六次産業）等のPRに活用するため、ネーミングを募集します。
- 2 応募方法
  - (1) 応募資格  
プロ・アマチュア、個人・団体は問いません。
  - (2) 応募期間  
平成31年1月1日（火）から平成31年1月31日（木）  
※郵送の場合は1月31日（木）必着
  - (3) 応募点数  
1人2点まで
  - (4) 応募方法  
養鱒場、泉流庭（せんりゅうてい）、別府公民館、秋芳洞案内所、秋吉台観光交流センターに応募箱と応募用紙を設置しています。  
応募用紙に必要事項をご記入のうえ応募箱へ投函してください。  
メール・郵送でも受け付けます。
  - (5) 選考方法  
採用作品の決定方法はニジマスのネーミング選定委員会（地元住民を含む関係者）において2月末までに作品5点ほど選定、その作品5点から3月中下旬～4月上旬の2週間程度、関係者や観光客等による投票を行い、1番投票の多かった1作品を採用します。  
ただし同数の場合は選定委員会が決定を行います。
  - (6) 結果発表  
平成31年4月末に発表予定です。  
ネーミングの採用者（以下、「採用者」という。）に通知します。  
採用されなかった応募者に結果の通知は行いません。
  - (7) 表彰（HPで公表）

ネーミング作品	1点
賞品	三洞周遊共通チケット 5名分
  - (8) 採用作品の取り扱い
    - ア ネーミングに関する所有権及び著作権、その他一切の権利は、美祢市に帰属するものとします。  
また、採用者は採用作品の同一性保持者（著作権法第20条）及び著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
    - イ 採用者は、採用作品を美祢市が商標出願及び登録を行うことを認めるものとし、採用者は採用作品を商標出願しないものとします。
    - ウ 採用作品は、美祢市の観光や特産物（六次産業）等のPRに活用します。
    - エ 採用決定後に採用作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、あるいはその他本応募要項の規定に反していることが判明した場合は、採用は無効となります。

(9) 留意事項

- ア 応募作品は自作の未発表作で、第三者の著作権、商標権等の権利を侵害せず、公序良俗に反しないものに限ります。  
なお、著作権その他の権利侵害等の責任が問われた場合、全て応募者の責任において対応してもらいます。
- イ 応募にかかる費用は全て応募者負担です。応募作品については、採用・不採用に関わらず返却しません。
- ウ 応募作品のうち、採用されなかった作品の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。  
ただし、応募に関する経過報告や記録・広報活動のために美祢市が利用できることを認めるものとします。
- エ 応募に関する個人情報については、本事業に関する目的以外に使用しません。
- オ この要項に定めのない事項については、美祢市の判断により決定します。

(10) 参考

美祢市別府弁天池は環境庁から昭和60年に日本名水百選に選定され摂氏14度、毎秒約168リットルの水が湧き出しており、この水を活用しニジマス昭和30年頃から飼育しています。  
ニジマスはサケ目・サケ科に属しています。

(11) 応募先・お問い合わせ先

〒754-0603

美祢市秋芳町別府1591-2

美祢市養鱒場

TEL：0837-64-0203 FAX：0837-64-0203

メール：yomasujo@c-able.ne.jp

担当：宮本・林

(12) 美祢市観光協会HP 美祢市HP 応募用紙等ダウンロード

応募用紙（ワード）

応募用紙（PDF）

応募要項（PDF）